

カントに於ける自己意識の超越論的構造

松本長彦

序

カントは、「自己意識」(Selbstbewusstsein)を「統覚」(Apperzeption)と呼んでいる。筆者は、既に拙稿「統覚と自己意識」¹⁾に於いて、「統覚」をその語源に即して「知覚に向かうもの」(ad:perceptio)と解釈した。そして、「純粹悟性概念の超越論的演繹」²⁾(以下「演繹」と略記)第一版の論述に即しながら、自己意識が必然的に統覚即ち「知覚に向かうもの」でなければならぬ所以を明らかにした。即ち、自己意識の本質は、「表象の可能性の制約」(認識の主観的制約)であると同時に「対象の可能性の制約」(認識の客観的制約)である。「意識の形式的統一」(die formale Einheit des Bewusstseins) (A105) 即ち「意識の数的同一性」(die numerische Identität des Bewusstseins)に存する。このような統一(自己同一性)の意識であることがカントに於ける自己意識の本質である。しかし、この統一は、認識に於ける対象の統一を成立させる「機能」(Funktion) 即ち「綜合」(Synthesis)の働きに即して成立する「機能の同一性」(A108) としてのみ可能である。従って、自己意識は自己意識であるためには、自己の内にとどまることはできず、必然的に対象の側へ、即ち対象の表象(知覚 perceptio)へと向かわざるをえない。それ故にカントに於いて自己意識は統覚即ち ad:perceptio でなければならぬのである。

以上が、「演繹」第一版の論述に即した統覚と自己意識との関係の考察である。「演繹」第二版に於いても、統覚と

自己意識のこのような(同一のもの二つの名称であるという)関係は基本的には変わらない。いやむしろ、第一版に於いては控え目に表現されていたこの関係が、第二版に於いては前面に押し出され、自己意識の統一と対象の統一との関係が、カテゴリーの客観的妥当性をめぐって、より詳細に論じられるのである。筆者は、本稿に於いて、まず自己意識をめぐる「演繹」第二版の叙述を辿ることによって、*ad-perceptio*としての自己意識という性格づけを再確認し、これによって、自らが自己意識であるためには必然的に認識の対象の側へと、しかもその対象(客観)を可能ならしめるという仕方で、向かわざるをえないという、カントの「自己意識」のもつ超越論的な構造を解明してゆきたいと思う。

一 「我思う」と自己意識の同一性

— 表象の可能性の制約としての自己意識 —

カントは、「演繹」第二版に於いて、まず「結合」(*Verbindung*) 一般について、それが悟性の働きであり、また「綜合」(*Synthesis*) と呼ばれるものであるが、それは常に「統一」(*Einheit*) の概念を伴っており、「カテゴリー」(*Kategorie*) は既に結合を前提している」という予備的な説明 (§ 15: B129-131) を行った後で、この結合或いは綜合の根源的な制約の考察に向かい、

「我思う」ということがあらゆる私の表象に伴いえなければならぬ (*Das: Ich denke, muß alle meine Vorstellungen begleiten können*)。というのも、さもないければ、全く思惟されえない或るものが私の内で表象されることになるであろうが、それは表象が不可能であるか、或いは少なくとも私にとって無であるということに等し

いからである。」(B131E)

と語り出す。ともかくも表象が可能であるためには、表象は「私」によって思惟されねばならず、表象に於ける多様(これが直観によって与えられることは言うまでもない)は、この「我思う」と必然的に関係しなければならぬ。従って「我思う」はまずは表象が可能であるための制約(表象の可能性の制約)として見出される。この議論の展開は、既に我々が検討した第一版のそれと同じである。この「我思う」という表象は、「感性」のように他から何かを受け取るのではなく、「私」(Ich)自身から発する働きであるが故に、「自発性の作用」(ein Aktus der Spontaneität)である。これをカントは「経験的統覚」(die empirische Apperzeption)と區別して、「純粹統覚」(die reine Apperzeption)と呼び、また「根源的統覚」(die ursprüngliche Apperzeption)とも呼ぶ(B132)。「我思う」を根源的統覚と呼ぶ理由は、「それが、あらゆる他の表象に伴いえなければならず、あらゆる意識に於いて同一である『我思う』という表象を産出し、もはやいかなる統覚によっても伴われえない自己意識である」(abd.)からである。即ち、純粹統覚は、あらゆる意識に於いて自己同一的である「我思う」という「自発性の作用」そのものであり、その作用を自ら産出し、自ら意識する根源的な「自己意識」(Selbstbewusstsein)として規定されるのである。このように、カントは「演繹論」第二版では、論述の冒頭から「統覚」が「自己意識」であることを明確に打ち出し、また「自己同一性」を自己意識の本質的な問題として取り上げるのである。そして彼は、この統覚の統一(自己同一性)を「自己意識の超越論的統一」(die transzendentale Einheit des Selbstbewusstseins)と名づける。この統一を「超越論的」と名づけるのは、「アプリアリナ認識の可能性をこの統一に基づいて示すため」(abd.)である³。

論述は、まずは「自己同一性」(Identität seiner selbst)をめぐる始められる。「我思う」が表象の可能性の制約であるとは、多様な諸表象は元来「私にとって」(für mich)表象であるのであり、「私の表象」(meine Vorstellung)

として「ことごとく一つの自己意識に属す」(ebd.) ことよつてのみ、換言すれば「我思う」という自発性の作用の下に(即ち「私」の同一性の下に)取りまとめられることよつてのみ、表象として成立するということに他ならない。即ち、私の表象は、全て、この同一の私が考えるという私の同一性の意識(自己意識)に伴われることよつて、初めて私の表象でありうるのである。これは、カントが「一つの分析的命題」(ein analytischer Satz) (B135)と呼んだ、あらゆる「私の表象」に於ける「私」の同一性、即ち「統覚の分析的統一」(die analytische Einheit der Apperzeption) (B133) という自明の事態の表明に他ならない。

しかし、このような事態が成立するためには、さらに、「諸表象は、それらがその下でのみ一つの普遍的自己意識に於いて共在しうる制約に必然的に従わねばならない」(B132) ことをカントは指摘する。この制約とは「総合」(Synthesis) である。諸表象は、それらを取りまとめる総合の働きによつて初めて「私の表象」として一つの自己意識の下に属することができるのである。というのも、「様々な表象」その内容は直観に於ける多様である」に伴う経験的意識は、それ自体ではバラバラ (zerstreut) であり、主観の同一性との関係を欠いている」(B133) 「内筆者」ために、表象がただ単に経験的意識に上るだけでは、いまだそれは「私の表象」とはなりえないからである。「私の表象」が成立するためには、即ち内容から見れば実に多様な経験的意識が主観の同一性との関係を与える(同一の私の意識となる) ためには、「各々の表象に意識が伴う」だけでなく、「私が或る表象を他の表象に付け加え、これらの表象の総合を意識する」(ebd.) ことが必要である。

「私は、与えられた表象の多様を一つの意識に於いて結合しうることよつてのみ、この表象に於ける意識の同一性そのものを表象することができるのである。」(ebd.)

即ち、表象の可能性の制約として見出された「我思う」は、あらゆる私の表象の多様に於いて、従つてあらゆる経験

的意識に於いて、同一なる自己意識でなければならぬが、そのような「自己意識の汎通的同一性」(durchgängige Identität des Selbstbewußtseins) (B135) は、「単純な表象としての自我」(das Ich, als einfache Vorstellung) (ebd.) が与えうるものではない。即ち、自己意識の汎通的同一性とは、単純な「私||私」という同一律によって成立するものではないのである。何故なら、この表象によっては、空虚な「自我の表象」(Vorstellung des Ich) は与えられるであろうが、多様は与えられず、従ってそれは多様を含む「私の表象」(meine Vorstellung) の成立の根拠とはなりえないからである。即ち、多様な(内容的に異なった)意識が、その多様性にもかかわらず、同一の私の意識である根拠は、「私||私」という命題によっては与えられないのである。むしろこのような同一性が可能であるためには、自己意識(統覚)はその自発性の作用に於いて、自らがそれである「一つの意識」に於いて表象の多様を綜合しなければならぬ。さもなければ、自己意識の超越論的統一は成立しえない。従って、純粹統覚は、それが表象の可能性の制約として成立するためには、即ち「私」の同一性の意識そのものであるためには、表象の多様の綜合の意識でなければならぬ。換言すれば、統覚の統一は綜合の作用を自らの内に含む「綜合的統一」(synthetische Einheit) でなければならぬ。これをカントは、

「統覚の分析的統一 (die analytische Einheit der Apperzeption) は、なんらかの綜合的統一 (irgendeiner synthetische Einheit) を前提してのみ可能である。」(B133)

「直観の多様の綜合的統一は、アプリアリに与えられたものとして、あらゆる私の規定された思惟にアプリアリに先行するところの統覚の同一性の根拠である。」(B134)

とも表現している。

従って、表象の可能性の制約としての自己意識(統覚)の同一性は、表象に於ける多様の綜合という働きに即した

「綜合的統一」としてのみ可能となるのである。

「私は、或る直観に於いて私に与えられる表象の多様に関して、同一の自己 (das identische Selbst) を意識している。何故ならば、私はそれらの表象を総じて、一つの表象をなす私の表象と名づけているからである。しかしこのことは、私が表象のアプリオリな必然的綜合を意識していることに他ならない。この綜合は、私に与えられた全ての表象がその統一の下に立つが、しかしまたそれらの表象は或る綜合によってその統一の下にもたらされるところの、統覚の根源的綜合的統一と呼ばれるのである。」(B135f.)

二 自己意識の客観的統一とカテゴリー

— 認識の可能性の客観的制約としての自己意識 —

しかし、多様の綜合は、対象の内にあるのでも、知覚から汲み取られるのでもない。それは「結合」の作用であり、「悟性」(Verstand) の働きに他ならない (vgl. B130)。従って、統覚 (自己意識) の綜合的統一は悟性の働きに即して成立すると言わねばならない。ここから、カントの論点は、統覚の統一と対象との関係へと移ってゆく。この展開も第一版と対応している。⁶⁾

悟性とは「認識の能力」(B137) であり、認識とは、「与えられた表象の或る客観に対する一定の関係」(ibid.) をその本質とする。そして客観とは、「その概念に於いて、或る与えられた直観の多様が一つにまとめられる (vereinigen) とするもの」(ibid.) である。客観の本質は多様の「合一」(Vereinigung) にある。これは第一版に於い

て「表象の対象」の本質を「認識の必然的統一」としたと正確に照応している。そして、「必然的統一」が意識の統一に還元されたのと同様に、この「合一」も意識の統一に収斂してゆく。

「表象のあらゆる合一は、表象の綜合に於ける意識の統一を必要とする。従つて、意識の統一は、そのみが或る対象に対する表象の關係を、即ち表象の客觀的妥当性を決定し、従つて表象が認識となることを決定するものである。従つて悟性の可能性さえもこの統一に基づくのである。」(ebd.)

このように、意識の統一即ち統覚の綜合的統一は、客觀的認識が可能であるための根源的な制約即ち「認識の可能性の客觀的制約」(B138)として捉えられてゆく。換言すれば、この統一に基づいて初めて、対象との關係を有する表象即ち客觀的妥当性をもった認識が成立するのである。

しかし、その際も統覚の綜合的統一が綜合の働きに即して成立するものである点は見落とされてはならない。この点にこそ、統覚の綜合的統一が、認識の可能性の客觀的制約となる根柢が存するからである。

「しかし、空間に於いて何か或るものを、例えば一本の線を認識するためには、私はそれを引いて、与えられた多様の或る一定の結合を綜合的に成立させねばならない。従つて、この働きの統一は同時に(一本の線の概念に於ける)意識の統一である。そしてこの統一によって初めて一つの客觀(或る一定の空間)が認識されるのである。」

(B137f.)

統覚の綜合的統一とは、このような多様の綜合という働きを統べるものとしての「働きの統一」(Einhait dieser Handlung)であり、それが同時に「意識の統一」なのである。このような意識の統一によって、客觀は初めて「私にとつて客觀となる」(B138)、即ち直觀の多様がそれに於いて一つにまとめられたもの(統一をもつもの)となるのである。従つて、客觀は多様の綜合に於いて、しかもその綜合の働きの統一に基づいて成立する。そして同時に、

意識の統一もこの働きの統一として、この働きに即して成立するのである。この意味で、意識の統一と客観の統一の成立は同時である。それ故にまた、この意識の統一即ち「統覚の超越論的統一」は、客観とは何の関係ももたない単なる意識内部の事柄或いは「内感の或る規定」(eine Bestimmung des inneren Sinnes) としての「意識の主観的統一」(die subjektive Einheit des Bewusstseins) とは「区別されねばならぬ」(B139) のであり、その本性に従って「客観妥当的」(objektiv gültig) (B140) な、即ち客観との関係を有する「客観的統一」(objektive Einheit) ではないのである。⁽⁸⁾

さて、このような自己意識の客観的統一即ち綜合の働きの統一は、悟性の働きに即して成立する。悟性の働きの「判断」(Urteil) という形の綜合である。悟性とは、判断という形で認識を行なう知性的能力である。

しかし、例えば、カントが論理学の講義の教科書として用いていた G・F・マイアーの『論理学綱要』(Auszug aus der Vernunftlehre) によれば、判断の定義は、「判断とはいくつかの概念の論理的関係の表象である。」(Ein Urteil (iudicium) ist eine Vorstellung eines logischen Verhältnisses einiger Begriffe.)⁽⁹⁾ というものである。このような「論理学者達が判断一般について与えてきた説明」(B140) にカントは満足できない。判断とは、マイアーの定義するような「二つの概念間の関係の表象」(ebd.) ではなく、「与えられた認識を統覚の客観的統一へとたたらす様式」(B141) である。判断に於けるコプラ「ist」(である) が目指しているのはこのような客観的統一である。しかし、「与えられた認識を統覚の客観的統一へとたたらす」とは、いかなる事態を表わしているのであるか。カントはこれを、認識に於ける諸表象が「単に知覚に於いて共在 (beisammen) しているのではなく、主観の状態の相違に関わりなく、客観に於いて結合 (verbunden) されている」(B142) ことであると述べている。例えば、我々が「物体は重さ」(Der Körper ist schwer.) という判断を下す場合、我々は、「物体」と「重さ」という二つの表象は我々が

それについて言明している当の物体（認識の客観）に於いて結合していると考えるのであつて、単に我々が偶然に心の内でそう思っている（この二つの表象を勝手に結びつけている）にすぎないとは決して考えないのである。これが判断の客観的妥当性という概念の意味である。従つて、これらの表象が「客観に於いて結合されている」(im Objekt verbunden sein) ということは、諸表象が主観に於いて偶然的に結合されている（これが「意識の主観的統一」の内実）のではなく、或る必然性をもつて結合されているということに他ならない。諸表象が「客観に於いて結合されている」とは、諸表象が「必然的に結合されている」ということと同義である。それ故、「客観」とは諸表象の必然的結合を表わす概念に他ならないのである。上で客観の本質と言われた多様の「合一」(Vereinigung) とは、このような諸表象の必然的結合に他ならないのである。しかし、既に言われたように、このような合一は「表象の綜合に於ける意識の統一」(B137) を、それ故に「働きの統一」(B138) を必要とする。いや、むしろこの合一は意識の統一と別物ではないと言つた方が適切であろう。このような綜合の働きの統一に於いて初めて諸表象の必然的結合が（従つて客観が）成立するのである。それ故に、判断のコプラκοπράが表わしているのは、判断に於ける諸表象が必然的に結合していることに他ならない。判断の客観的妥当性はこの必然的結合に基づいて主張されうるのである。そしてまた、この諸表象の必然的結合が、諸表象が意識の統一（統覚の客観的統一）の下に属すということであると言われるのである。¹⁰⁾

しかし、これだけの論述では、諸表象が統覚の客観的統一の下に属すことと諸表象が必然的に結合されていることが何故に同義であるのかは、十分には明らかにならない。これを明らかにするのが、「純粹悟性概念」(reiner Verstandesbegriff) 即ち「カテゴリー」(Kategorie) に他ならない。

さて、「与えられた表象の多様がそれによつて統覚一般の下に入れられうる」ところの悟性の働きは、判断の論理的

機能 (logische Funktion des Urteils) 「わあや。」(B143) そして同じこの働きによって、与えられた直観に於ける多様が判断の論理的機能の一つに関して規定される。例えば、上述の「物体は重い」という判断に於いて、その判断の客観である「物体」の直観に於ける多様は定言的判断の機能によって規定される。その時、延長や不可入性をもつ或るものとしてのこの「物体」は実体であり、「重さ」はその偶有性とされる^①。このような判断の機能を表わす概念が「カテゴリー」に他ならない (ebd.: vgl. A79, B104E)。従って、与えられた認識を統覚の統一の下にもたらす悟性の働き(判断)は、カテゴリーの機能に基づいているのである。カテゴリーとは、「自らに対して他からつまり直観に於いて与えられた多様の綜合を統覚の統一へともたらす働き」(B145)をその本質とする悟性が有している「規則」(Regel)に他ならない。悟性はカテゴリーの示す規則に従って、直観に於ける多様を綜合し、それを統覚(自己意識)の統一へともたらすのである。従って、自己意識の超越論的統一としての統覚の綜合的統一は、多様の綜合という働きの統一として成立するが、それはこの働きの規則であるカテゴリーに則って成立するのである。そして、認識の客観の本質が直観の多様の合一(綜合的統一)である以上、客観は悟性の働きなしには成立しない。そして、悟性の働きはその規則であるカテゴリーに則って行なわれる。即ち、カテゴリーの示す綜合的統一の規則こそ、客観的認識(客観を客観として認識すること)に必要な事態、即ちその認識に於ける諸表象の必然的結合という事態を可能ならしめるのである。即ち、客観の本質である諸表象の必然的結合は、綜合的統一の規則としてのカテゴリーに基づいて、初めて「必然的」となりうるのである。このように諸表象が必然的に結合される根拠を、諸表象がカテゴリーという「規則」の下に綜合されることに求め、それが即ち統覚(自己意識)の綜合的統一の下にもたらされることにならぬ点も、第一版と少しも変わっていない^②。また、それ故に、客観はカテゴリーなしには成立しえない。これがカテゴリーの客観的妥当性の根拠である(これを示すことが「演繹」の目的である)。そして、自己意識(統

「統覚」の統一は、このようなカテゴリーに即して、対象から与えられる直観に於ける多様を綜合し「一つの客観」へと統一するという働きの統一として成立することによって、客観的認識の可能性の制約となるのである。

三 自己意識の超越論的構造

― 構想力の形象的綜合 ―

以上の論述によって、我々は「演繹」第二版の叙述に即しつつ、統覚（自己意識）の綜合的統一が、表象の可能性の制約であると同時に、客観的認識の可能性の制約であることを明らかにした。そして、この問題に関する第二版の思考の歩みが、第一版のそれと基本的に一致することを示してきた。

しかし、我々が考察してきた「演繹」第一五節から第二〇節までの論述によって、カントはカテゴリーの客観的妥当性の根拠を明らかにしたように思われるにもかかわらず、彼はこれによって「純粹悟性概念の演繹が始められた」（B144）にすぎないという。この言葉は従来様々な解釈を生んできたが、筆者は、第二〇節までの論述だけではカテゴリーが本来妥当すべき「客観」の概念がまだ十全には説明されておらず、その意味でカテゴリーの客観的妥当性という概念がいまだ十分に説明されていないからであると解釈する。即ち、第二〇節までに説明された「客観」とは、「或る与えられた直観一般の多様」（das Mannigfaltige einer gegebenen Anschauung überhaupt）（B145 傍点筆者）の綜合的統一によって成立するものであった。しかし、既に「超越論的感性論」に於いて明らかにされているように、我々人間にとつて可能であるのは「空間・時間」という直観形式をもった「我々の感性的直観」（unsere sinnliche Anschauung）（B148）だけである。従つて、我々の人間的悟性の有する概念であるカテゴリーが妥当しうるのは、

このような直観形式に於いて与えられた我々の感性的直観の多様だけであり、そのような多様の綜合的統一によって成立する客観だけが、カテゴリーの本来の対象である。それ故に、カテゴリーは我々の感性的直観に適用される場合にのみ客観的認識を与える。つまり直観に於ける多様の綜合の規則として妥当する。従って、我々の感性的直観の対象即ち可能的経験の対象だけが、カテゴリーの機能に基づいて統覚の綜合的統一の下に立つ、換言すれば必然的統一をもつ、即ち「客観」として成立しうることになるのである。

このような我々の感性的直観の多様を統覚の綜合的統一の下にもたらし、可能的経験の対象を成立させる悟性の働きを、カントは「形象的綜合」(figürliche Synthesis (synthesis speciosa)) (B151) と名づけ、これを単に直観一般の多様を綜合する働きである「悟性結合(知性的綜合)」(Verstandesverbindung (synthesis intellectualis)) (ebd.) と区別する。「悟性結合(知性的綜合)」とは、受容的(それによって対象が与えられるところの)直観に於いて与えられた多様を結合する、「カテゴリー」によって表わされる悟性の働きそのものを表わしている。これに対して「形象的綜合」とは、このような悟性の結合作用が「我々の感性的直観」に及ぼされた働きに他ならない。この形象的綜合によって、「単なる思考形式 (bloße Gedankenformen) であるカテゴリーが、客観的实在性を、即ち直観に於いて我々に対してしかし単に現象としてのみ与えられうる諸対象への適用をうるのである。」(B150f.) さらにカントは、この形象的綜合を、「ア prioriに感能をその形式に従って統覚の統一に則って規定する」「カテゴリーに則った直観の綜合」(B152)であり、「悟性の感性に対する作用 (eine Wirkung des Verstandes auf die Sinnlichkeit) であり、我々の可能的直観の対象に対する悟性の最初の適用(同時にあらゆる他の適用の根拠)である」(ebd.) と規定する。従って、形象的綜合は、カテゴリーが我々の感性的直観に適用されることによって、言い換えれば、我々の認識の二つの原理即ち「人間の認識の二つの幹」(A15, B29) である「感性と悟性」が触れ合うことによって、

我々の認識の本来の対象である「現象としての対象」が成立する場面を表わしている。

この形象的綜合の働きをカントは、「構想力の超越論的綜合」(die transzendentale Synthesis der Einbildungskraft) (B151) と呼び、「生産的構想力」(die produktive Einbildungskraft) (B152) の働きとする。即ちそれは、「演繹」に続く「純粹悟性概念の図式機能について」(所謂「図式論」(Schematismuskapitel)) に於いて明らかにされる純粹悟性概念の「超越論的図式」(das transzendentale Schema) を、即ち純粹悟性概念を現象に適用する媒介者であり「構想力の産物」(A140, B179) である「超越論的時間規定」(transzendentale Zeitbestimmung) (A138; B177) としての「超越論的図式」を産出する働きに他ならない⁹⁾。しかしまたそれは、「自発性としての悟性は、統覚の綜合的統一に則つて所与表象の多様を通して内感を規定することができる」(B150) と言われた、悟性の働きに他ならない。ここには或る種の混乱があるように見えるかも知れないが、ここで問題なのは、形象的綜合の働きを担うのは、悟性という心的能力であるのか或いは構想力という心的能力であるのかということではない。悟性の働きと言われようと、生産的構想力の働きと言われようと、その本質は、統覚の綜合的統一に則つて、或いは同じことであるがカテゴリーに則つて感性的直観の多様を統一へともたらず働きに他ならないのである。形象的綜合の本質をなすものは、統覚(自己意識)の綜合的統一であり、その統一が我々の感性的直観に及ぼされ成立しているという事態そのものである。即ち、カントはこの「形象的綜合」に於いて、自己意識の綜合的統一が、認識の客観の成立の根源的制約であることを十全な形で描いてみせたのである。

また、第二版の「演繹」の最終段階である第二六節の

「それ故、既に我々の外なる或いは内なる多様の綜合の統一さえも、従つてまた空間或いは時間に於いて規定されて表象されるべきあらゆるものがそれに適合しなければならぬ結合も、あらゆる覚知の綜合の制約として、アプ

リオリに既にこれらの直観「空間と時間」とともに（の内にはない）同時に与えられている。しかし、この綜合的統一は、カテゴリーに従った一つの根源的意識に於ける或る与えられた直観一般の多様の結合の統一が、我々の感性的直観に適用されたものに他ならないのである。」(B161)「内筆者」

という叙述に於いて言われていることも、知覚 (Wahrnehmung) を可能ならしめる「覚知の綜合」(Synthesis der Apprehension) (B160) に於いて、それ故に經驗的認識の最初の段階としての知覚に於いて、既に意識の統一が存すること、そしてその統一とは、自己意識の綜合的統一が「形象的綜合」という働きを通して「我々の感性的直観」に及ぼされたもの以外の何物でもないということに他ならない。

ところで、確かに「演繹」第一版に於いては「形象的綜合」という語は用いられていない。しかし、第一版に於いても、自己意識の綜合的統一が空間・時間という形式をもつ我々の感性的直観に対して適用されるべきものであることは明らかである。と言うのも、カントは第一版に於いては、統覚の統一に基づくカテゴリーの演繹を遂行する前に構想力の「三重の綜合」(eine dreifache Synthesis) (A97) を考察している。そして、この綜合の第一段階である「覚知の綜合」とは、まさに我々の感性的直観に於ける多様を多様として心の内に受け入れる働きに他ならなかったのである (vgl. A99)。そして、第一版の叙述では、統覚の綜合的統一は、この「三重の綜合」を可能ならしめる根源的制約として提示されている。従って、第一版に於いて「形象的綜合」に対応する働きを求めるとすれば、この「三重の綜合」がこれに該当すると言いうるのであろう。従ってまた、統覚(自己意識)の綜合的統一は、第一版に於いても元来我々の感性的直観に対して適用されるべきものである。それ故、ここに存するのは、第一版に於いては「演繹」のまず最初に考慮された「超越論的感性論」の結論が、第二版に於いては後半部に於いて考慮されるという「叙述法の修正」(BXXXIX) にすぎないのである。

従つて、統覚（自己意識）の総合的統一は、空間・時間という形式をもった感性的直観の多様の総合的統一としてのみ成立する。あらゆる私の表象に於いて見出される表象の可能性の制約としての「自己意識の汎通的同一性」（B135）も、また認識の対象を「一つの客観」（B138）として成立させる客観的認識の可能性の制約としての「自己意識の客観的統一」（B139）も、このような感性的直観の多様の総合という働きに於いて、その「働きの統一」（B138）として初めて成立するのである。従つて、カントに於いて、自己意識は、確かに「我思う」という思惟の純粹な自発性の働きによつて成立するのではあるが、それは自らが自己意識でありうるためには、単に自己を思惟し意識するといふ純粹に知性的（悟性的）な働きだけで充足することはできないのである。その本質である「自己同一性」を自ら意識する、即ち自己意識となるためには、自己意識は認識の対象を表象するという心の働きに「伴いえなければならぬ」（B131）のであり、この対象を対象として、即ちその内に「統一」をもつた客観として成立させる（認識する）という働きに即して初めて自己意識となるのである。そして、その働きは、我々の感性的直観の対象即ち「現象としての対象」に対してのみ正当に行使される。それ故、自己意識は、構想力の形象的総合即ち現象としての対象を我々が認識する働きそのものに即して成立するのである。

「表象一般の多様の超越論的総合に於いて、従つて統覚の総合的根源的統一に於いて、私は私自身を意識する。」
(B157)⁽⁸⁾

形象的総合は、統覚が認識の対象の表象の統一を可能にする場面、言い換えれば対象の表象即ち「知覚」（perceptio）に向い、それを成立させる具体的場面である。それ故、自己意識は自ら自己意識であるためには、必然的に認識の対象を可能にするという仕方であらう。筆者はこれを「自己意識の超越論的構造」（die transzendentale Struktur des Selbstbewußtseins）と呼びたいと思う。そして、自己意識の超

越論的構造が形象的綜合に於いてその十全なる姿を現わすということによつても理解されるように、自己意識が認識の対象を可能にするという仕方では対象の側に向かうための通路は、我々の感性的直観に他ならない。即ち、我々の自己意識は、認識の受容性の原理を担う「感性」(Sinnlichkeit)をもつ自己意識であるが故に、このような超越論的構造をもたざるをえないのである。そして、「統覚」(Apperzeption)即ち「知覚に向かうもの」(ad-perceptio)という表現は、このような自己意識の超越論的構造を如実に表わしているのである。この点に関しても、「演繹」第一版と第二版の叙述の間には、基本的な思想の変化は見出されないのである。

四 自己意識と自己認識

以上の論考によつて、本稿の本来の課題は達成された。しかし、特に第二版に於いてカントが自己意識の問題を重視し、自己意識に伴ういくつかの問題を第一版にはない観点から改めて論じている箇所がある。具体的には、「演繹」第二四節の後半部と第二五節、さらに「純粹悟性の諸原則の体系」の「觀念論論駁」の箇所、そして「純粹理性のパラロキシスムス」^⑩である。即ち、第二版に於いて書き改められた箇所の大部分がそれに該当する。ここではカントに於ける自己意識の問題を考察する上で欠くことのできない重要な問題が論じられている。筆者は、これらの諸問題の中で特に形象的綜合との密接な連関をもつ自己意識と自己認識の問題を取り上げ、本論考を補足するものとした。なお残される問題については、また稿を改めて論ずることとする。

自己意識と自己認識 (Erkenntnis seiner selbst) の問題をめぐる基本的な事柄は、主に「演繹」第二四節後半部と第二五節に於いて集中的に論じられていると言つてよいであろう。

まず第二四節に於いては、所謂「内感のパラドックス」の問題、つまりは内感に於いて「我々は我々自身に対して受動的 (leidend) に関係せざるをえない」(B153) という問題から、「私」(ich) の二重性の問題、即ち「我思う」(Ich denke) に於いて表わされる「私」換言すれば超越論的統覚としての「私」と、経験的統覚或いは経験的自己意識に於ける「私」との二重性の問題が提出される。経験的統覚は(内的直観の能力としての)内感とも呼ばれるのであるから、この両者は、まずは思惟の主体(主観)と直観の主体との相違として捉えられよう。しかし、内的直観とは結局は自己の状態を捉えるものに他ならないのであるから、内的直観の対象は直観に於いて捉えられた自己でしかありえない。従って、経験的統覚に於ける「私」とは内的直観の客観としての自己に他ならない。従って、この問題は、「私」が、一方では純粹に自発的な思惟の主体 (Subjekt) として意識されながら、他方では受容的な直観(内的直観)に於いて与えられた客観 (Objekt) として認識されるという、自己認識に於ける「私」の二重性の問題となるのである。しかし同時にまた、この二重の「私」はやはり「同じ主観として同一」(als dasselbe Subjekt einerlei) (B155) でなければならぬ。

この問題は、所謂「自己触発」(Selbstaffektion) の問題に関係している。カントに於いて「触発」という概念は基本的には「認識の受容性」を表わしている。我々の認識に於いて、我々は対象から感能を触発されることによって対象の具体的内容を受け取るのであり、このように感性的直観に於いて対象(客観)を受け取ることなしには認識は成立しない。これは自己認識の場合も例外ではない。自己を認識しようとする限り、我々は認識しているこの「私」(主観)を内的直観の客観として受け取らざるをえないのである。即ち、我々は内感の触発を通して、自己認識の対象即ち自己を内的直観に於いて受け取らねばならない。しかし、外的対象の認識の場合には触発は我々には全く不可知 (unbekannt) である「物自体」によってなされるのに対して、自己認識の場合には、内感の触発は「悟性が内感

を規定する」(B155) という仕方で起る。これは、上述の「形象的綜合」と呼ばれた働きに他ならない。これはまさに自己意識の働きそのものとしてなされる。これが、自己触発に於いて与えられる対象(自己)が、外的触発の場合とは異なつて、客観でありながらなおかつ「同じ主観」(即ち同じこの「私」)であると言ひうる根拠でもある。従つて、自己認識に於ける「私」の主観―客観という二重性は、統覚の綜合的統一が感性的直観に及ぼされるまさにその場面に於いて生ずるのである。従つて、それは我々の自己意識の宿命である。既に我々が考察したように、自己意識はその本質である綜合的統一を、認識の対象を成立させる働きに於いて見出すという性格をもち、それ故に自ら自己意識であるためには認識の対象へと向かわざるをえなかつた。そして、このことは自己認識に於いてもそのままではまるのである。即ち、自己認識に於いても、自己意識(統覚)は自らの内にとどまることはできず、対象(客観)となつた自己の側へと向かわざるをえないのである。

しかしその際にも、自己意識と自己認識とを混同してはならないということを、カントは第二五節に於いて改めて注意している。

「これに対して、私は表象一般の多様の超越論的綜合に於いて、従つて統覚の綜合的根源的統一に於いて私自身を意識しているが、それは私が私に現象するがままに私自身を意識するのでも、私が私自身に於いて存在するがままに私自身を意識するのでもなく、ただ私があるということ (daß ich bin) を意識するにすぎないのである。この表象は一つの思惟 (ein Denken) であつて、直観作用 (ein Anschauen) ではなす。」(B157)

既に指摘されているように、「我思う」という純粹な自己意識の働きだけによつては、いかなる認識も与えられない。自己意識が自己認識となるためには、自己直観が必要である。そして自己意識は直観の作用ではない。これをカントは再確認するのである。

「客観一般の思惟を統覚に於ける多様の結合によつて構成するところのあらゆるカテゴリーをもつてしても、自己意識は未だ何等の自己認識でもない。私が、私とは異なつた或る客観を認識するためには、(カテゴリーに於ける)客観一般の思惟の他に、さらに、それによつてかの普遍的概念を規定するところの或る直観を必要とするのと同様に、自己認識のためには、意識の他に、或いは私が私を思惟するということの他に、さらに、それによつて私がこの思考を規定するところの私に於ける多様の或る直観が必要である。」(B158)

即ち、確かに自己意識は、形象的綜合に於いて内感を限定することによつて自己認識の客観を得る。しかし、それは純粋な自発性としての自己意識(統覚)の内部でなされることではない。あくまでも、それは統覚にとつては他者である受容性の原理を担う内感との関係に於いて成立することである。カントは、この点をあくまでも見失わないようにと注意しているのである。換言すれば、自己認識に於いても、自己意識は常に自らを越えて対象へと向かわねばならない。そして、その対象へと向かう通路を保証しているのが我々の感性的直観である。これをカントは、第二五節に於いて改めて確認しているのである。

注

(1) 拙稿「統覚と自己意識」(『愛媛大学人文学会創立十五周年記念論集』愛媛大学人文学会、一九九一年、四七―六二頁所収)(以下これを「前稿」と略記)。本稿は同論文の統編に当たるものである。

(2) Immanuel Kant, Kritik der reinen Vernunft, I. Tr. Etern., 2. Teil, 1. Abt., 1. Buch, 2. Hauptst. Von der transzendenten Deduktion der reinen Verstandesbegriffe, A84—130, B116—169.

以下、「純粋理性批判」よりの引用は、慣例にならつて第一版の頁数をA……第二版の頁数をB……という形で本文中に表示する。

また、同書以外のカントの著作は所謂『アカデミー版カント全集』(Kant's Gesammelte Schriften, hrsg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften) より引用し、同全集の巻数と頁数をAA, Bd..., S...という形で表示する。

③ 「前稿」四九一五二頁参照。

④ この「超越論的」(transzendental) という語の用法は、「対象にはなく、それがアプリアリに可能であるべき限りに於ける、我々の対象の認識の仕方に一般に携わる認識」(B25) 或いは「或る表象(直観或いは概念) がアプリアリにのみ用いられ、またアプリアリにのみ可能であること、及び如何にしてそうであるかを、我々がそれによって認識するところのアプリアリな認識」(A56, B80) を「超越論的」と名づけるといふカント自身の定義、即ちアプリアリな認識の根拠であり、その説明原理となるものを「超越論的」と呼ぶというこの語の用法に合致する。実際、「超越論的分析論」に於いて最も本来的な意味で「超越論的」と呼ばれうるのが、この「自己意識の超越論的統一」に他ならないのである。

⑤ この点に関しては、山口修二氏による明快な研究がある。山口修二「超越論的統覚についての一考察」(『シンポジオン』第三号第2分冊、広島大学文学部哲学研究室、一九八八年) 一五頁―二三頁参照。本論文には教えられるところが多かったことを付記しておきたい。

⑥ 「前稿」五二―五五頁参照。

⑦ Vgl. A104; A109. さらに「前稿」五二―五三頁参照。

⑧ この自己意識の統一が客観的であるということは、カントに於ける自己意識が、単なる「心理学」に於いて論じられるような能力ではないことを示している。

ここに言う「心理学」とは、カントの時代に講壇哲学に於いて特殊形而上学 (metaphysica specialis) の一部門とされていた心理学である。例えば、講壇哲学の巨匠ヴォルフ (Christian Wolff) には『合理的心理学』(Psychologia rationalis) と『経験的心理学』(Psychologia empirica) という著作があり(「前稿」六一頁注⑦参照)、また、カントが形而上学の講義で教科書として使用していたバウムガルテン (Alexander Gottlieb Baumgarten) の『形而上学』(Metaphysica) には「心理学」(Psychologia) の章(その中から「経験的心理学」と『合理的心理学』が含まれる)がある(vgl. AA, Bd.15-1; Bd.17)。従って「心理学」(psychologia) とはその字義通り、精神的実体 (substantia spiritualis) とその「心或は魂」(psyche) の能力についての学

(logos) であり、現代の例えは行動主義的な心理学などは全く異質である。

このような「心理学」が取り扱ってきた「自己意識」は、「超越論的意識」である「統覚」と「経験的自己意識」としての「内感」との区別をもたない (vgl. B153)。後者は、内的直観の能力であり、自らの内に経験的多様 (内容) をもつ。そして、それらの内容は、主に「連想律」(Gesetz der Association) (B142) に従って結びつき、その時々の経験的意識を構成する。従って、それは確かに経験のレベルに於いて実在的 (real) な、内容を伴った意識である。例えば、ヴォルフやテーテンスは、このような自己経験に於いて与えられる、内容を伴った意識を自己意識と考え、そのような自己意識の能力に「統覚」という名称を与えている (「前稿」六二頁注(7)参照)。しかし、このような経験的自己意識は、カントが認識の根源的な制約として明らかにしようとする「根源的統覚」とは異なる。と言うのも、経験的自己意識は単に外的な「状況或いは経験的制約に依存する」(B139)「意識の経験的統一」(B139ff) しかもちえず、それに対しては「全く偶然的」(B140) な、それ故に単に主観的な統一が認められるにすぎないのに対して、根源的統覚の統一は必然的かつ客観的でなければならないからである。

さらに、経験的自己意識には、純粹統覚のもつ自己同一性も認められないであろう。何故ならば、具体的内容を伴った経験的自己意識は、常にその都度各々の内容によって規定されているために互いに異なっており、従って、特定の内容によって規定された「私」はその都度異なるからである。実際、具体的内容を伴った経験的自己意識及びその主体と想定される「自己」(self) に対して安易に同一性を帰することに對しては、「経験に反した」不当なことであるというヒューム (David Hume) の批判が的中するであろう (cf. David Hume, *A Treatise of Human Nature*, Book I, Part 4, Sect. 6, ed. by L.A. Selby-Bigge, 2nd ed., rev. by P.H. Niddich, Oxford, 1978, pp. 251-255)。確かに、「様々に変化し、中断する」経験的意識の「継起」に對して「我々は誤って同一性を帰してゐる」(Hume, op.cit., p. 255) というヒュームの主張にはそれなりの説得力があると言わざるをえない。例えば、「机を見てゐる私」と「窓の外を眺めてゐる私」とは、同じ私と呼ばれても、その内容は異なっている。従って、確かに言葉の上では同じ私と呼ばれてゐるにしても、それらが同一のものである (自己同一性をもつ) 根拠は、経験的意識のレベルにとどまる限り、見出せないのである。我々が心理学が取り扱うような単なる自己経験のレベルを徘徊する限り、ヒュームが言うように、実際に与えられるのはその時々で異なっている自己の「多様性」(diversity) であつて、自己同一性の確実な根拠は与えられえなから (cf. Hume, op.cit., pp. 253-255)。せいぜい与えられうるのは、ヒュームの言う「信念」(belief) ではないであろう。しかし、これはカントにとつては根拠

と呼びうるものではない。

それ故、経験的自己意識とは、認識の客観性の根拠としてはおろか、表象の可能性の根拠としての性格も認められえないのである。カントは、このような主観的統一とは区別された自己意識の客観的統一を明らかにすることによって、単なる心理学的能力ではないが、しかしそのような能力の根拠となる超越論的制約としての自己意識（超越論的統覚）を明らかにするのである。

(9) George Friedrich Meier, *Auszug aus der Vernunftlehre*. § 292. : in AA. Bd. 16, S. 624.

(10) カントの生前（一八〇〇年）にヘッセルによって編集・公刊された『カントの論理学』に於いては、「判断は「様々な表象の意識の統一の表象、或いはそれらの表象が一つの概念を構成する限りに於ける諸表象の関係の表象である」（Immanuel Kant's Logik. Ein Handbuch zu Vorlesungen. (Hrsg. von Gottlob Benjamin Jäsche) § 1. in: AA. Bd. 9, S. 91.)」と定義をなす。この定義が、「演繹」のこの箇所（§ 19）の論述に則したものであることは言うまでもないであろう。

(11) Der Körper ist schwer. という判断に於いて働いている判断の論理的機能は、定言的判断の機能だけではない。言うまでもなく、一つの判断は「判断表」（A70, B95）の「量・質・関係・様相」の四綱すべてにわたって規定されていないなければならない。本文中に挙げた例は「関係」の機能であるが、他の機能もすべて挙げれば、上述の判断は、「単称」「肯定的」「定言的」「実然的」判断であり、「総体性」「実在性」「内属性と自存性」「現存在」のカテゴリーによって規定される。

(12) Vgl. A105f.; A111f. 及び「前稿」五三一―五四頁参照。

(13) Vgl. Dieter Henrich, *Die Beweisstruktur von Kants transzendentaler Deduktion*, in: G. Prauss (Hrsg.), *Kant Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln*, Köln 1973, S. 90 – 104. この論文に於いてインリッヒは、この問題に関する代表的な解釈として、E. Adickes = H. J. Paton の解釈と B. Erdmann = H. J. de Vleeschauer の解釈を挙げている（Henrich, a.a.O., S. 91 – 92）。前者の解釈は、第二〇節を「各観的演繹」、第二四節から第二六節までを「主観的演繹」と見なすものであり（vgl. H. J. Paton, *Kant's Metaphysic of Experience*. Vol. 1, London 1936, pp. 501 – 502.）後者の解釈は、第二〇節を「直接統覚の統一から始める」（B. Erdmann, *Kant's Kritizismus in der ersten und zweiten Auflage der Kritik der reinen Vernunft*, Leipzig 1878, S. 231.）「上から始める」（von oben）演繹、第二六節を「下からして経験的直観に於ける多様が与えられるかどう仕方から始める」（Erdmann, ebd.）「下から始める」（von unten）演繹であると解するものがある（vgl. H. J. de Vleeschauer, *La Déduction transcendentale dans l'oeuvre de*

Kant, Tome III, Antwerpen/Paris/s Gravenhage, 1937, pp.24—27.)

- (14) 筆者は、所謂「演繹の二段階証明の問題」(das Problem der zwei Beweisschritte) (vgl. Henrich, a.a.0., S.91.) の問題に対して、このような解釈をとる。この解釈は、証明の第一段階に於いては、「いかなる範囲に於いて統一の直観が見いだされうるかという点については、まだ何も決定されていない」という「或る制限が含まれている」(Henrich, a.a.0., S.93.)のに対して、第二段階では、「カテゴリーが我々の感能のあらゆる客観に対して妥当することが示されるべきである」(a.a.0., S.94.)とするD・ヘンリッヒの解釈に一致すると言えるであろう。しかし、筆者は、ここでヘンリッヒが言うところの「制限」(Einschränkung)とは、カテゴリーが適用されるべき「客観」概念の内包に関する制限であると解する。即ち、第一段階では、客観は、所与性一般 (Rezeptivität überhaupt) を表わす「直観一般」(Anschauung überhaupt) の対象という規定しか与えられていないのに対して、第二段階では、客観は、空間・時間という形式をもった「我々の感性的直観」(unsere sinnliche Anschauung) の対象として完全に規定されるのである。しかし、ヘンリッヒはこの直観一般と我々の感性的直観との対立に注意を払っていない。従って、筆者は彼の解釈に完全に同意することはできない。

(15) KdV, I. Tr. Elem., 2. Teil, 1. Abt., 2. Buch, I. Hauptst.: Von dem Schematismus der reinen Verstandesbegriffe, A137—147, B176—187.

(16) これに関しては、拙稿「カントにおける総合と統一——超越論的総合の構造について」(『哲學』第三十八集、広島哲学会、一九八六年)二二二頁参照。

(17) これに関しては、同じく拙稿「カントにおける総合と統一——超越論的総合の構造について」二二五—二二八頁参照。

(18) この引用文に於ける「表象一般の多様の超越論的総合」は「知性的総合」と「形象的総合」の両者を意味すると理解しなければならない。しかし、多様は直観に於いて与えられるのであり、我々人間に於いて直観は空間・時間とその形式とする感性的直観としてのみ可能なのであるから、結局この総合は必然的に我々の感性的直観に於ける多様に對する総合即ち形象的総合たらざるをえないのである。この意味に於いては、知性的総合とは形象的総合の方法論的抽象態であると言えようであらう。

(19) KdV, I. Tr. Elem., 2. Teil, 1. Abt., 2. Buch, 2. Hauptst., 3. Abs., 4. Die Postulate des empirischen Denkens überhaupt; Widerlegung des Idealismus, B274—279.

(20) Kdr.V, I. Tr. Elem., 2. Teil, 2. Abt., 2. Buch : Von den Paralogismen der reinen Vernunft, B399—432 (A341—405).

(21) 自己触発と形象的綜合との關係の詳細については、拙稿「カントに於ける内的触発について—『純粹理性批判』§24の「考察」—」(『哲學』第三九集、広島哲学会、一九八七年) 三〇—四四頁参照。

(22) 「我思う」(Ich denke) が直接「我あり」(Ich bin) を含むという点は、自己意識に関する重大な問題を孕んでいる。しかし、「我思う」は私の現存性を規定する作用を表現している。それ故、現存性はこれによって既に与えられているが、いかにして私がこの現存性を規定するか、即ち現存性に属する多様をどのように私に於いて措定するかという仕方は、これによってはまだ与えられていない。そのためには自己直観が必要である。」(B157 Anm.) という第二五節の「注」の叙述からも明らかのように、ここで言われる「我思う」は形象的綜合としての自己意識の働きを主に念頭に置いて語られている。この問題は、「パラロギスムス」の「我思う」を「経験的命題」と呼ぶ問題とも関連させて論じなければならぬであろう。この問題については山口修二氏の研究が参考になる。山口修二「『経験的命題』としての「我思う」」(『シンポジオン』第三四号第二分冊、広島大学文学部哲学研究室、一九八九年) 四二—五一頁参照。